

(公印省略)
県支広第30044-37号
令和2年12月11日

群馬県所管 公益社団・財団法人 代表理事
群馬県所管 移行一般社団・財団法人 代表理事 } 各位

群馬県知事 山本 一太
(生活こども部県民活動支援・広聴課)

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく
要請について（依頼）

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和2年12月10日に開催しました、第29回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請（12月12日（土）以降）」を行うことを決定しました。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

○前回（11月28日（土）以降）要請からの変更点

①事業者に対する営業時間短縮要請

対象市町村：桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、みどり市

対象業種：接待を伴う飲食店、カラオケ店及び酒類を提供する飲食店（夜10時以降営業の居酒屋等）

※飲食店営業許可（食品衛生法）を受けている店舗の事業者を対象

要請内容：午後10時から午前5時の間の営業自粛要請

要請期間：令和2年12月15日（火）から令和2年12月28日（月）

②県外への移動が慎重に判断される対象の都道府県の変更

12/12～：北海道、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、広島県、高知県、大分県、沖縄県

※ 詳細は、添付資料「群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（12月12日（土）以降）」を御確認ください。

担当：公益法人係 前川 山下 内藤
TEL：027-226-2148
FAX：027-223-2944
mail：maekawa-koz@pref.gunma.lg.jp